

平成19年度第4回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会  
議事概要

開催日及び場所	平成20年1月23日（水）合同庁舎2号館低層棟共用会議室6															
委員	委員長 沖塩 莊一郎（東京理科大学名誉教授） 委員長代理 谷口 汎邦（東京工業大学名誉教授） 委員 神田 良（明治学院大学経済学部教授） 櫻井 敬子（学習院大学法学部教授） 諸田 敏朗（（財）住宅管理協会監事）															
抽出案件		(備考)														
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>工事 [小計]</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>一般競争</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>公募型及び工事 希望型指名競争</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>指名競争</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>コンサルタント業務</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6 件</td> </tr> </table>	工事 [小計]	2 件	一般競争	2 件	公募型及び工事 希望型指名競争	—	指名競争	—	随意契約	—	コンサルタント業務	4 件	合計	6 件	
工事 [小計]	2 件															
一般競争	2 件															
公募型及び工事 希望型指名競争	—															
指名競争	—															
随意契約	—															
コンサルタント業務	4 件															
合計	6 件															
	意見・質問	回 答														
委員からの意見・質問、それに対する国土交通省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり														
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし															

委員	国土交通省
<p><b>1. 官庁営繕部工事及び建設コンサルタント業務等の発注状況について</b></p> <p>(意見なし)</p> <p><b>2. 指名停止等の運用状況について</b></p> <p>○談合容疑で警察に逮捕されたことに伴い、一度指名停止措置を行ったが、捜査の過程で贈賄容疑で再逮捕されたため、指名停止期間を延長したという案件があったが、もし贈賄容疑が発覚したのが指名停止期間終了後であったらどうなるのか。</p> <p>○指名停止の制度と談合との関連性はどうなのか。例えば、談合が数年後に発覚した場合でも新たに指名停止を行うのか。</p> <p>○先程の事案において、単独の構成要件であれば指名停止期間が異なってくるのか。</p> <p><b>3. 抽出案件の審議</b></p> <p><b>①特許庁総合庁舎改修（07）機械設備その他工事</b></p> <p>○応募者2者のうち1者が入札を辞退したが、その理由は分からないのか。</p> <p>○辞退者は、自者を含めた応募者の総合評価の加算点を知っていたのか。</p> <p>○本改修工事による省エネ効果はどれくらいになるのか。</p> <p>○総合評価の評価項目で省エネの観点が入っているのか。</p> <p>○一般競争入札において、応募者の資格要件の有無について確認を行っているのか。</p> <p>○本工事の競争参加資格に適合する者は何者あるのか。</p> <p>○本工事は落札者がJVであったが、その場合の競争参加資格の確認はどのように行うのか。</p> <p>○落札者であるJVの構成会社は、単独でも競争参加資格を有しているか。</p> <p>○応募者数を増やすために何らかの対策を行っているのか。</p>	<p>●新たに指名停止措置を行う。</p> <p>●談合と贈賄という異なる構成要件があり、処分期間中に同事件で新たにもう一つの要因が発覚した場合は加算して処分を行うが、それぞれが別の時期に発覚すれば個別の事象として各々指名停止をかける。</p> <p>●指名停止期間は一定の範囲が定められている。通常であれば範囲内の期間になるが、複数の構成要件がある等、悪質であると認められれば処分期間が加算される。</p> <p>●不明である。</p> <p>●自者の加算点については通知しているが、他の応募者の加算点は通知しない。</p> <p>●熱源効率としては1割程度と思われる。</p> <p>●省エネについては設計段階で配慮しているため、施工段階では技術提案を求めている。</p> <p>●競争参加資格の確認を行っている。</p> <p>●CORINS（工事实績情報システム）で調べると40者程度である。</p> <p>●代表企業、構成員とも入札公告に定める競争参加資格をクリアしている必要がある。</p> <p>●有していると思われる。</p> <p>●現場確認を行ったり、発注の見通しの公表において予定工事発注規模を掲載する等、対策はとっている。</p>

○地方整備局等も同様の状況であるのか。

○総合評価方式は技術提案書の作成等に手間がかかるため、応募者が少ないのか。

## ②外務本省改修（07）機械設備工事

○落札者は平成17年度の改修工事の施工者か。

○平成17年度に発注した改修工事の選定方式は何か。

○本事案は応募者が平成17年度工事の施工者の1者のみであった。もし選定方式が随意契約で元施工者と見積合わせをしたとしても入札結果は同じようになるのか。

○一般競争入札において改修工事等の手間がかかる工事は元施工者以外の企業が参加しにくく、結果的には随意契約と同じようになってしまっている。

○一般競争が形骸化してしまっているように思われる。

○改修工事等の一般競争で、1者しか参加者がいないということにならないようにするためにはどうしていったらよいか検討していただきたい。

## ③中央合同庁舎第1号館外3件改修（07）設備設計等業務

○見積合わせの際に最終的に特定した者が辞退した場合は、他の選定された者と見積合わせを行うのか。

○技術提案書の評価基準のウェイトづけにより特定結果が異なってくる可能性があると思われるが、ウェイトづけの根拠はあるのか。

○評価基準のウェイトは事後的に検証して見直す場合はあるのか。

## ④警察総合庁舎別棟増築（07）工事監理業務

○工事はいつから行っているのか。

○その工事発注から平成19年11月の本業務の契約締結までの工事監理はどうしていたのか。

●一般的に修繕工事等の手間がかかる工事は応募者数が少なく、人気と不人気の工事が極端に分かれている。また、民間の建設投資が多い地域では応募者数が少なく、地域事情も関係していると思われる。

●分からないところである。ただ、総合評価方式においては、発注者が提示した最低限の要求要件である標準案でも応札は可能である。

●そうである。外務省の北庁舎で、平成17年度に本事案と同様の改修工事を請負っている。

●随意契約である。

●仮定の話では回答できかねる。ただ、一般競争入札は応札の際に、自者のみであることは知らせていないので、他の応募者もいるという前提で札を入れていると思われる。

●入札手続きをやり直すことになる。

●ウェイトづけの方法に関する基準があり、それを参考に決めている。具体的な数値は、業務内容に応じて個別に決めている。

●必要に応じて見直している。

●平成19年2月に契約をしている。

●工事発注後に埋蔵文化財が発見され、調査のために工事着工がかなり遅れた。その間は官庁営繕部職員が直接監督していた。

- 本業務は入札不調のために3回発注手続きを行っているが、当初の発注の際に、埋蔵文化財があることを想定していたのか。
- 1回目の発注と今回の3回目の発注とで本業務の内容は違うのか。
- 当初発注の選定方式である書類選考型通常指名競争入札と今回の選定方式である通常指名競争入札の違いは何か。
- 当初及び2回目の発注と今回の発注で監理業務の範囲が違ふのであれば、今回の発注と関連性はなく全く別の業務であると言えるのではないか。
- 最初から通常指名競争入札で発注することはできないのか。
- 1回目の書類選考型通常指名競争入札の際に指名され技術資料を提出した4者は、今回の発注の際に指名した者の中に含まれていたのか。
- 当初発注の際に指名された者を意図的に除外したのか。
- 本業務は低入札価格調査対象であったが、適切な業務の遂行が可能であると判断した根拠は何か。入札価格が落札者と一番高い価格を入れた者とで大差があるが、落札者の入札価格の内訳において他者と比較して最も安かった経費は何か。
- 落札者にヒアリングを行う前に低入札となった原因を発注者側で予想していたのか。
- 建設コンサルタント業務にも低入札価格調査を導入すべきというのは当委員会でも申し上げていた。したがって調査導入はよい方向であり、今後どうしていくかを検討していく必要があると思われる。入札価格が予定価格と大差がある場合はより入念な調査をすることも検討していただきたい。
- 想定していない。
- 今回の発注の際には官庁営繕部職員が監督した部分は除外している。したがって、対象工事は変わらないが、業務範囲は異なっている。
- 書類選考型は指名競争入札の一つの手法であり、まず書類の提出を求め、それから絞り込みをかけ指名するもので、通常指名競争入札方式は書類による絞り込みを行わないものである。
- 3回の発注において監理業務というのは共通であり、本質的な内容は変わっていない。
- 建築工事監理業務の発注方式については、平成14年度から受注意思の確認及び技術的適性を把握するため、試行的に書類選考型競争入札方式の一部を導入していたため、第1回目の発注方式については、書類選考型競争入札方式を採用した。2回目の発注の際は、対象者を広げるために簡易公募型競争入札をとったが、最終的に通常指名競争入札で発注することとした。
- 含まれていない。
- 当初発注の際は、当該年度の指名状況や過去の業務実績等を勘案して指名し、今回も同様に指名したが、結果として対象とならなかった。
- 本業務を実施するにあたっての実施体制及び遂行能力に問題があるかという観点から調査を行った結果、本業務の履行に支障は無いと判断した。配置予定技術者は適正な人数が確保されており、一般管理費等の諸経費を圧縮していると思われる。
- ヒアリング前に調査項目に関する資料は提出していただいているが、低入札となった理由を予想することは出来ない。

**⑤国立国会図書館東京本館における総合的  
保全技術の導入・検討業務（その2）**

- 本業務の選定方式は、参加者の有無を確認する公募手続きを行った契約方式（プロポーザル方式へ移行しなかったもの）であるが、この契約手続は本案件で最後か。
- 同様の選定方式は今までに全部で何件であったか。
- その8件全て、公募の際に明示した公益法人等以外の民間企業の応募者はいなかったのか。
- 工事と同様、コンサルタント業務についても事前に年間の発注予定を公表しているのか。

**⑥経済産業省総合庁舎設備改修（07）工  
事監理業務**

- 工事監理業務は単年度毎の予算であるため、平成18年度、平成19年度の2カ年に分けて発注したとのことであるが、発注年度が異なると人件費等の積算単価は異なるのか。
- 本業務の履行期間が平成19年の11月からとなっているのは何故か。

●そうである。今後公益法人等との契約においては、平成19年12月の「国土交通省における随意契約の総点検、見直しについて」に従い発注することとしている。

●8件である。

●いなかった。

●公表している。

●積算単価は発注年度のものを適用するので、発注年度が異なれば積算単価も異なる。

●本業務は、今年度歳出分の工事を対象とした監理業務であり、工事の進捗に併せて発注している。

**（再苦情処理について）**

- ・今回は無かった旨、国土交通省より報告。